

議案第 68 号

市川市職員の分限に関する条例の一部改正について

市川市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 10 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

市川市職員の分限に関する条例（昭和 26 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「降号にした日の前日に受けていた号給より 2 号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 降号にした日の前日に受けていた号給より 2 号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）
- (2) 市川市一般職の職員の給与に関する条例第 3 条第 1 号に規定する一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの 降号にした日の前日に受けていた号給より 1 号給下位の号給

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

人事院規則の改正を踏まえ、職務の級が8級以上である職員を降号にする場合における下位の号給に変更する号給数を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。